

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 秦野市長 秦野市議会議長 秦野市農業委員会 秦野市代表監査委員 秦野市選挙管理委員会 秦野市消防長 秦野市公平委員会 秦野市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.4%
全職員	50.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.6%
本庁課長相当職	94.6%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4%
31～35年	90.5%
26～30年	90.2%
21～25年	87.1%
16～20年	87.6%
11～15年	84.3%
6～10年	82.0%
1～5年	87.2%

【説明欄】

- 1 任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女別の割合は、男性が27.9%であるのに対し、女性は69.7%であり、そのうち98.8%は勤務時間の短いパートタイム会計年度任用職員であるため、差異が大きくなっています。
- 2 男性が世帯主である場合が多いため、扶養手当の受給割合は男性が89.9%、女性が10.1%となっており、男女差異に影響しています。
- 3 男性が住居の契約者や所有者である場合が多いため、住居手当の受給割合は男性が62.5%、女性が37.5%となっており、男女差異に影響しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。